

令和7年度第1回 西脇市手話施策推進会議資料



令和7年8月25日

資料内容

- 1 令和6年度手話施策の実施実績について
- 2 令和7年度手話施策の計画と実施状況について
- 3 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の
施行について

参考資料

- (1) 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要
- (2) 西脇市手話言語条例
- (3) 西脇市手話施策推進方針
- (4) 西脇市の年代別聴覚障害者数

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>◎広報にしわき 手話啓発記事 掲載</p>	<p>隣保館だより (市内4館：毎月発行) 「わんポイント手話」 広報にしわき (全戸配布・毎月発行) 手話言語講座掲載 デジタルサイネージ(市役所案内窓口横モニタ)で放映</p> 	<p>隣保館だより (市内4館：毎月発行) 「わんポイント手話」 広報にしわき (全戸配布・毎月発行) 手話言語講座掲載 デジタルサイネージ(市役所案内窓口横モニタ)で放映</p>
<p>◎市ホームページ 啓発ページ動画作成発信</p>	<p>手話施策事業の掲載 (ホームページ) 地域・事業者向け手話講座等のお知らせ 「西脇手話チャンネル(動画配信)」 西脇市聴覚障害者協会、手話サークルと連携し動画作成 にしわき手話チャンネル① 「ようこそ手話の世界へ」完成・Youtubeにて配信 「手話言語の国際デーイベント」</p>	<p>手話施策事業の掲載 (ホームページ) 地域・事業者向け手話講座等のお知らせ 「西脇手話チャンネル(動画配信)」 秘書広報課、西脇市聴覚障害者協会、手話サークルと連携し動画作成 にしわき手話チャンネル② 「にしわき防災バンダナができました！」配信準備中</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>◎情報発信</p> <p>西脇高校とのコラボ企画</p> <p>手話体験コーナー</p> <p>啓発資料作成・配布</p>	<p>実施なし</p>  <p>手話言語の国際デーに手話イベントを実施 実施日：9/23 場所：みらいえ</p> <p>ブルーライトアップ協力依頼強化 (オリナス、みらいえ、社会福祉課窓口、6年度は西脇病院、市内の3商店が協力)</p>  <p>手話カフェ・手話かるた・手話語り・ゲーム等 手話体験コーナー (57名が体験) 協力：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルわかば・のぞみ</p>  <p>ジュニアじんけん教室、地域向け講座等でワンポイント手話BOOK、手話シールを活用</p> <p>情報保障を依頼された際に配慮事項などをまとめた啓発資料を配布</p>	<p>【継続実施】</p> <p>西脇市内高校生出演による動画内容の企画・提案 ※市内高校に協力を依頼中</p> <p>手話言語の国際デーに手話の日イベントを実施予定 実施日：9/23 場所：みらいえ</p> <p>ブルーライトアップ協力依頼強化 (オリナス、みらいえ、西脇病院、社会福祉課窓口、ドウジウム、市内3店舗でブルーライトアップ予定)</p> <p>【継続実施】</p> <p>西脇市聴覚障害者協会・手話サークルとタイアップした手話イベント</p> <p>【継続実施】</p> <p>ジュニアじんけん教室、地域向け講座等で手話シールを活用</p> <p>啓発資料を配布</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>◎図書館</p> <p>手話によるおはなし会</p> <p>手話関連図書購入促進</p>	<p>入口に手話関連図書特設展示コーナーを設置 (7/20～9/30)</p>  <p>ろう者による絵本の手話での読み聞かせ 実施日：8/4 午前中 内容：手話での読み聞かせ30分 手話体験30分 参加者：10名 (大人5名・子ども5名)</p>  <p>図書館に依頼し、6冊購入 (現在の蔵書数：153冊)</p>	<p>【継続実施】</p> <p>●入口に手話言語の国際デーイベント&手話の日の案内ポスター掲示 手話関連図書特設展示コーナー設置 期間：8月中</p> <p>【継続実施】</p> <p>ろう者による手話で絵本の読み聞かせ 実施予定日：9/27 午後 手話での読み聞かせ30分 手話体験30分 図書館10周年記念イベントでろう者による手話で絵本の読み聞かせ 実施予定日：11/16</p> <p>【継続実施】</p> <p>図書館に依頼 (コーダ関連の本も候補に)</p>
<p>◎手話啓発掲示</p>	<p>新庁舎内の大型ビジョン等で、西脇高校生と制作した手話動画や手話通訳付きの動画を定期的に放映</p>	<p>【継続実施】</p> <p>デジタルサイネージ(市役所案内窓口横モニタ)で、手話動画や手話通訳付きの動画を放映</p>
		<p>デフリンピック啓発・応援の機運醸成活動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所デジタルサイネージにてデフリンピック開催前から終了までポスター掲示 キャラバンカー巡回に合わせ、北播磨意思疎通支援協会と共催でイベント実施を検討中

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>◎手話講座</p> <p>市職員対象 朝の手話ワンポイントレッスン</p> <p>職員全員対象</p>	<p>福祉部で朝礼時に実施</p> <p>窓口対応で使える手話等を学習</p> <p><u>新規採用の職員対象手話研修</u></p> <p>市役所 実施日：5/1 参加者：11名 講師：設置手話通訳者 内容：障害者差別解消法・聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話（自己紹介、数字など）</p> <p><u>西脇病院職員対象手話講座</u></p> <p>実施日：12/3 参加者：30名 講師：設置手話通訳者 内容：聴覚障害と手話の基礎知識、聴覚障害者への接遇、必要な配慮、簡単な手話（病院で使える手話）</p>	<p>講師：設置手話通訳者 内容：あいさつ程度・窓口対応で使える手話 他部門については検討中</p> <p>講師：設置手話通訳者 内容：あいさつ程度・窓口対応で使える手話</p> <p><u>新規採用の職員対象手話研修</u></p> <p>市役所 実施日：7/10 参加者：11名 講師：設置手話通訳者 内容：障害者差別解消法・聴覚障害についての理解、必要な配慮、手話とは、簡単な手話（自己紹介、数字など）</p> <p>病院 実施日：4/3 参加者：28名 講師：設置手話通訳者 内容：聴覚障害と手話の基礎知識、聴覚障害者への接遇、必要な配慮、簡単な手話（病院で使える手話）</p> <p><u>西脇病院職員対象手話講座</u></p> <p>実施日：10～11月で4回開催予定 全員参加を予定 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：基礎コース（聴覚障害と手話の基礎知識、聴覚障害者への接遇、必要な配慮） 応用コース（病院で使える手話）</p>



施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
自主活動の立ち上げ	<p>にしわき手話サークル「サクラソウ」</p> <p>議員・職員有志により開催</p> <p>協力：西脇市聴覚障害者協会</p> <p>会員数：21名</p> <p>活動日時：毎月第1水曜日 午後5時30分～6時30分</p> <p>活動場所：健康福祉連携施設会議室</p> <p>実施回数：12回</p> <p>内容：ろう者と交流しながら簡単な手話を学習、手話言語の国際デーのイベントで、「手話歌」を披露</p>	<p>【継続実施】</p> <p>にしわき手話サークル「サクラソウ」</p> <p>議員・職員有志により開催</p> <p>協力：西脇市聴覚障害者協会</p> <p>会員数：21名</p> <p>活動日時：毎月第1水曜日 午後5時30分～6時30分</p> <p>活動場所：健康福祉連携施設会議室</p> <p>実施回数：5回（8月現在）</p> <p>内容：ろう者と交流しながら簡単な手話を学習、手話言語の国際デーのイベントで、絵本の手話語りを披露予定</p>
手話検定	実施なし	<p>実施計画なし</p> <p>西脇市手話サークル・職員手話サークルで呼びかけ</p>
消防署職員・警察署職員対象	<p><u>警察署職員手話講座</u></p> <p>実施日：7/24 参加者：30名</p> <p>講師：設置手話通訳者</p> <p>内容：聴覚障害、手話についての基本的な知識、聴覚障害者への適切な対応</p> <p><u>消防署職員対象手話講座</u></p> <p>実施日：10/21・22 参加者：45名</p> <p>講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会</p> <p>内容：聴覚障害についての基本的な知識、救急時対応に使える簡単な手話、緊急時の連絡、災害時の情報発信、支援方法を確認</p>	警察署・消防署職員対象手話研修を実施予定

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>地域・自治会対象</p>	<p>地域向け手話講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜丘小学校 <p>実施日：9/19 参加者：17名 講師：設置手話通訳者 内容：いきいきふれ愛まつりに参加するための手話歌の指導</p>	<p>【継続実施】</p> <p>区長会等を通じ、地域での手話講座開催の案内を配付済み</p> <p>民生委員児童委員障害者福祉部会対象手話研修</p> <p>実施日：8/8 参加者：25名 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：きこえない人の体験談・きこえない人とのコミュニケーション方法・交流を通じた手話研修</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・和み会 <p>実施日：11/21 参加者：15名 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：交流しながら簡単な手話学習・手話歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OriOri <p>実施日：2/27 参加者：10名 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：聞こえない人のくらしクイズ・手話クイズ 交流しながら簡単な手話学習・手話歌の指導</p> <p>【実施主体】社協・地区別人権学習</p> <p>重春地区 実施日：9/10 参加者：18名 黒田庄地区 実施日：10/15 参加者：23名 日野地区 実施日：10/18 参加者：17名 計58名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OriOri <p>実施予定日：2/26 参加予定者：10名 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：聞こえない人のくらしクイズ・手話クイズ 交流しながら簡単な手話学習・手話歌の指導</p> <p>【実施主体】社協・地区別人権学習</p> <p>津万地区 実施予定日：9/27 参加予定者：30名</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
企業・事業所等対象	西脇商工会議所女性会手話講座 実施日：8/21 参加者：17名	【継続実施】 商工会議所を通じ、企業向け手話講座の案内を配布
高齢者対象	●シニアカレッジでミニ手話講座開催 実施日：11/29 参加者：150名 講師：設置手話通訳者 内容：聴覚障害についての基本的な知識 あいさつ程度の簡単な手話	シニアカレッジで手話講座開催（全5回） 受講生：21名 ①実施日：7/8（補講8/5） 講師：設置手話通訳者 内容：講座の説明、聴覚障害と手話の基礎知識、手話歌 ②実施日：9/9 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：きこえない人との交流を通しての手話学習①、きこえない人への理解（体験談から） ③実施日：10/7 講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会 内容：きこえない人との交流を通しての手話学習②、きこえない人への理解（体験談から） ④実施日：11/12 講師：設置手話通訳者 内容：講座のまとめ、学園祭での発表に向けて ※11月21日学園祭にて 手話についての説明、きこえない人との交流を通じて感じたこと、手話歌「しあわせはこべるように」を受講生が発表し、学園祭参加者に学びを共有することで手話の啓発・理解につなげる。

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>こども対象</p> <p>学校（小中高）対象</p>	<p>福祉学習として実施</p> <p>【実施主体】社協</p> <p>福祉学習として実施</p> <p>西脇小学校 実施日：6/5 参加者：63名</p> <p>桜丘小学校 実施日：6/11 参加者：16名</p> <p>西脇高等学校 実施日：6/18 参加者：14名</p> <p>比延小学校 実施日：6/28 参加者：13名</p> <p>日野小学校 実施日：7/4 参加者：22名</p> <p>重春小学校 実施日：9/19 参加者：145名</p> <p>（うち芳田小学校2名）</p> <p>講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルわかば</p>	<p>【継続実施】</p> <p>学校教育課を通じ、福祉学習・手話講座の案内を配布。申し込みにより実施。</p> <p>【実施主体】社協</p> <p>福祉学習として実施</p> <p>西脇小学校 実施日：6/17 参加者：75名</p> <p>桜ヶ丘小学校 実施日：6/20 参加者：22名</p> <p>比延小学校 実施日：6/26 参加者：17名</p> <p>日野小学校 実施日：6/30 参加者：33名</p> <p>双葉小学校 実施日：7/11 参加者：11名</p> <p>双葉小学校親子人権学習</p> <p>実施予定日：9/27 参加者：児童30人+親</p> <p>重春、芳田、楠丘は未依頼</p> <p>西脇高校生活情報科 実施日：7/1 参加者：40名</p> <p>講師：西脇市聴覚障害者協会 手話サークルわかば</p>
<p>聴覚障害児と保護者対象</p> <p>こども手話講座</p>	<p>実施なし</p> <p>9/23手話言語の国際デーイベント内でジュニアじんけん教室として人権教育課と共催。小・中学生を対象に実施</p> <p>内容：手話かるた</p> <p>手話でおしゃべり</p> <p>手話体験コーナー</p>	<p>【継続実施】</p> <p>ジュニアじんけん教室</p> <p>9/23手話言語の国際デー&手話の日イベントの一環として小・中学生を対象に実施予定</p>

施策1 手話の普及と理解の促進

目標：1人でも多くの人に手話言語に対する関心や親しみを持ってもらう。

市民がろう者と出会い、手話言語を学ぶ機会を提供する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
	<p>ジュニアリーダー養成講習会出前講座</p> <p>実施日：R6 3/2 参加者：40名</p> <p>講師：設置手話通訳者・西脇市聴覚障害者協会</p> <p>内容：クイズ（きこえないことについて、ろう者の生活について、手話）、あいさつなど簡単な手話学習、手話ゲーム</p>	<p>出前手話教室for school</p> <p>きこえない児童が2名在籍する地域の小学校に9月から月2回出前手話教室を予定。</p>
<p>難聴者・中途失聴者対象</p>	<p>西脇市聴覚障害者協会と手話サークルが主催する「ふくみみサロン」（年3回）などを活用し、難聴者・中途失聴者の居場所づくりを進めるとともに手話に触れる機会を案内（参加なし）</p>	<p>「ふくみみサロン」</p> <p>西脇市聴覚障害者協会と手話サークルが主催する「ふくみみサロン」（年3回）を社協だよりにて広く案内し難聴者・中途失聴者の居場所づくりを進めるとともに手話に触れる機会を案内</p> <p>市役所内出前講座</p> <p>中途失聴の職員が勤務する部署へ、手話を使いやすい職場環境整備のため出前講座を予定。</p>
<p>交流の場作り</p> <p>地域住民と聴覚障害者・児のふれあい</p> <p>聴覚障害者と聴覚障害児のふれあい</p>	<p>手話言語の国際デーイベントで手話カフェを開催</p> <p>実施なし</p>	<p>手話言語の国際デー&手話の日イベントで手話カフェを開催予定</p> <p>西脇市聴覚障害者協会の協力を得ながら、聴覚障害児が参加できる行事等を「みんなあつまれ！」の場などで紹介</p>
<p>令和6年度の総括</p>	<p>講座のチラシなどを使い、市役所で開かれるさまざまな地域の会合でアピールしてきたことが少しずつ実り、手話講座の申し込みが増えてきている。シニアカレッジ、西脇病院のように、一度受講した後で継続的な講座を望んで申し込んでくださる団体も出てきており、目標達成に近づきつつあることを感じている。</p>	

施策2 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

目標：行政情報の提供や市民が参加できる会議等において、いつでも手話言語で意思疎通ができるように努める。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
手話通訳者の配置（福祉事務所内）	設置通訳者を配置（非常勤） （勤務日以外は登録手話通訳者である職員が業務を担当）	設置手話通訳者を配置（非常勤 水・木・金勤務） （勤務日以外は登録手話通訳者である職員が業務を担当） 正規職員としての設置通訳者の募集を継続
手話通訳者派遣	利用実績 利用団体：19団体、派遣件数40件 ※個人からの依頼を除く （個人：9名 派遣件数：70件）	利用実績（7月末現在） 利用団体：12団体、派遣件数37（派遣済み17）件 ※個人からの依頼を除く
ICT（情報通信技術）の導入	LINEによる遠隔手話通訳が可能になったため遠隔手話通訳システムについては令和6年度で契約終了 「みえる通訳」（窓口対応用の遠隔通訳システム）運用を継続  LINEによる連絡体制整備完了 （社会福祉課と聴覚障害者協会とのグループLINE開設）（遠隔通訳の利用実績はなし） オンラインでの手話通訳派遣申請フォーム完成 （利用実績9件）	兵庫県が実施する遠隔手話通訳システムの利用解除 「みえる通訳」（窓口対応用の遠隔通訳システム）運用を継続 LINEによる連絡体制継続 オンラインでの手話通訳申請受付継続
暮らしの中で必要な事の情報提供（広報関係）	市主催の行事等における情報配慮について周知	市主催の行事等における情報配慮について周知
令和6年度の総括	合理的配慮の提供への理解が進むとともに、手話を言語として認め、当然の情報保障として手話通訳を配置したり、申し込み時に手話通訳の可否を確認したりするイベントが増えてきている。	

施策3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

目標：手話通訳者の確保と資質向上を目指し、ろう者が安心して暮らせる体制を整備する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
手話奉仕員養成講座の開催	入門課程【実施主体】社協 (9/5～2/6)全20回 受講者：12名 基礎課程【実施主体】西脇市 (9/4～1/22)全20回 受講者：9名	【継続実施】 入門課程【実施主体】社協 (5/28～10/15)全20回 受講生：11名 【継続実施】 基礎課程【実施主体】西脇市 (5/1～9/18)全20回 受講者：7名
手話通訳者養成講座の開催	通訳II 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 (5/9～1/9)全34回 受講者数：19名(西脇市5名) ブラッシュアップ講座 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 (7/26～10/8)全6回 受講者数：6名(西脇市1名) 手話通訳者統一試験対策講座 (7/26～10/8)全6回 受講者数：6名(西脇市1名) 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会	通訳I 実施 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 (5/10～3/14)全36回 受講者：16名(西脇市2名) 通訳III+ブラッシュアップ講座 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 (7/10～10/16)全11回 受講者数：17名(西脇市3名)
登録手話通訳者現任研修の開催	【実施主体】 西脇市 手話通訳者・士現任研修(全国手話研修センターが実施するオンライン研修 7月～2月)を受講 受講者数：通訳者4名・通訳士3名 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 北播磨合同現任研修会 5/15(西脇市6名参加)・10/16(西脇市2名参加)	【継続実施】 【実施主体】西脇市 手話通訳者・士現任研修(全国手話研修センターが実施するオンライン研修・7月～2月)を受講 受講予定者数：通訳者4名・通訳士3名 【実施主体】 北播磨意思疎通支援協会 北播磨合同現任研修会 5/15・10/16(全2回)受講予定者数：7名

施策3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

目標：手話通訳者の確保と資質向上を目指し、ろう者が安心して暮らせる体制を整備する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
		<p>【実施主体】聴覚障害者情報センター 県登録手話通訳者現任研修会を西脇市で開催予定 実施予定日：11月29日（土）13：30～15：30 受講予定者：20名 市の現任研修を兼ね、西脇市登録の通訳者にも案内</p>
緊急時の連絡、派遣体制の構築	北はりま消防と連携し、新システムのNet119への移行完了（登録者14人）	北はりま消防と連携し、Net119の運用継続中
災害時における情報発信、支援方法	防災バンダナについて情報収集・作成について計画	<p>2024年に選定された西脇チェックを使用した「にしわき防災バンダナ」を作成。西脇市聴覚障害者協会に配布し市内避難所に設置。</p> 
令和6年度の総括	<p>オンライン研修・北播磨意思疎通支援協会主催の研修ともに登録通訳者は熱心に受講し、通訳のスキルアップをはかることができた。 避難所で情報バリアの大きい聴覚障害者の支援となる防災バンダナについて調査を行い、今年度西脇市のシンボルである播州織での作成につなげることができた。</p>	

施策4 手話施策推進会議による実施状況の点検

目標：意見を聴き手話言語に関する施策を推進する。

実施内容	令和6年度実績	令和7年度計画・進捗状況
<p>◎定期的な手話施策推進会議の開催</p>	<p>第1回 日時：7/11 午後1時30分～3時00分 場所：市役所 議会委員会室</p> <p>(1)令和5年度手話施策推進事業の総括について (2)令和6年度手話施策推進計画及び進捗状況について</p> <p>第2回 日時：11/29 午後1時30分～3時00分 場所：市役所 議会委員会室</p> <p>(1)令和6年度手話施策の実施状況について (2)令和7年度手話施策の計画について (3)西脇市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施規定の改正について</p>	<p>第1回 日時：8/25 午後1時30分～ 場所：市役所議会委員会室</p> <p>(1)令和6年度手話施策の実施実績について (2)令和7年度手話施策の計画と実施状況について (3)手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行について</p> <p>第2回 2月開催予定 中間報告 次年度実施計画</p>
<p>令和6年度の総括</p>	<p>市の施策等についての貴重なご意見やご教示をいただき、実施内容等を見直すことができ、大変有益であると考えている。今後も定期的に開催したい。</p>	

手話施策推進法への対応

(基本理念)

- ①手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ②手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする
- ③全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする

(基本施策)

①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援(6条)

○双葉小学校

- ②学校における手話による教育等(7条)
- ③大学等における配慮(8条)

④職場における環境の整備(9条)

交通安全研修

○税務課の研修

⑤地域における生活環境の整備等(10条)

手話通訳派遣

◎防災バンダナ

⑥その他の手話の習得の支援(11条)

イベントやサークルでの手話体験コーナー
養成講座

⑦手話文化の保存・継承・発展(12条)

手話言語の国際デー&手話の日イベント

⑧国民の理解と関心の増進(13条)

手話言語の国際デー&手話の日イベント
ブルーライトアップ

広報

Youtube

⑨手話の日(14条)

手話言語の国際デー&手話の日イベント

⑩人材の確保等(15 条)

手話奉仕員養成講座

手話通訳者養成講座(北播磨意思疎通支援協会と共催)

登録手話通訳者現任研修

けいわん健診

夜間報酬の値上げ

⑪調査研究の推進等(16 条)

⑫国際交流の推進(17 条)

⑬手話を使用する者等の意見の反映(18 条)

手話施策推進会議

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

- ① **手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）**
 - こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
 - 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
 - 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等
- ② **学校における手話による教育等（7条）**
 - 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
 - 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
 - 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に行うことができる環境の整備
- ③ **大学等における配慮（8条）**
 - 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進
- ④ **職場における環境の整備（9条）**
 - 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等
- ⑤ **地域における生活環境の整備等（10条）**
 - 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
 - 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供
- ⑥ **その他の手話の習得の支援（11条）**
 - 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等
- ⑦ **手話文化の保存・継承・発展（12条）**

手話文化：手話及び手話による文化的所産

 - 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組
- ⑧ **国民の理解と関心の増進（13条）**
 - 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
 - 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供
- ⑨ **手話の日（14条）**
 - 9月23日を「手話の日」とする
- ⑩ **人材の確保等（15条）**
 - 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保
- ⑪ **調査研究の推進等（16条）**
 - 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
 - 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及
- ⑫ **国際交流の推進（17条）**
 - 手話を使用する者の国際的交流の支援
 - 手話文化に関する情報交換等の活動の支援
- ⑬ **手話を使用する者等の意見の反映（18条）**

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

西脇市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。また、手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な言語として、ろう者の中で大切に受け継がれてきました。

しかし、過去のろう教育においては、唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、その口の形を真似て声を出す口話法が取り入れられたため、ろう学校での手話の使用が禁止されてきました。このように、手話は言語として認められず、ろう者は必要な知識や十分な情報を得ることもできなかつたことから、多くの不便や不安を感じながら、地域や職場で孤立しがちな生活をしてきました。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として定められましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。

ろう者が、地域や職場で孤立することなく安心して生活するためには、手話を使いやすい環境を整える必要があります。

ここに、手話を言語として認め、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、ろう者が社会に参加し、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を定め、これを推進しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話を使い

やすい環境を整備するための施策に協力するよう努めるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

西脇市手話施策推進方針

西脇市手話言語条例（平成28年西脇市条例第30号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境に整えるため、次の施策を推進します。

1 手話の普及と理解の促進

一人でも多くの人々が手話に対する関心や親しみを持ち、また、ろう者と交流することで、手話に対する理解が深まります。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、誰もが手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

- (1) 市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、手話に関する理解が深まるよう啓発を行います。
- (2) 地域、事業所、教育機関等を対象に、聴覚障害への理解と手話を学べる環境づくりを進めます。
- (3) 難聴者や中途失聴者を対象に手話を学べる環境を整えます。

2 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等や市民が参加する会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、いつでも手話による意思疎通ができるよう、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

- (1) 市主催のイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。
- (2) 手話通訳者の設置により、庁舎内の窓口での手話通訳による対応（ICTを含む。）の充実を図ります。
- (3) ろう者があらゆる場面で情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めます。

す。

- (1) 手話の基本的な知識を有する手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者養成講座及び登録手話通訳者の技術向上を図るための手話通訳者現任研修を継続的に実施します。
- (2) 災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、消防本部等の関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (3) 手話通訳者派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

4 西脇市手話施策推進会議による実施状況の点検

手話施策の実施状況については、西脇市手話施策推進会議に報告し、意見を聴くものとします。

西脇市聴覚障害者数

令和7年度現在

聴 覚 障 害	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	その他	合 計	※
0歳以上～10歳未満	0	0	1	0	0	0	0	1	1
10歳以上～20歳未満	0	1	0	1	0	1	0	3	1
20歳以上～30歳未満	0	0	1	0	0	2	0	3	
30歳以上～40歳未満	0	3	1	0	0	0	0	4	
40歳以上～50歳未満	1	1	0	1	0	0	0	3	
50歳以上～60歳未満	0	3	2	0	0	3	0	8	
60歳以上～70歳未満	0	3	0	1	0	2	0	6	
70歳以上～80歳未満	2	1	5	2	0	9	0	19	
80歳以上～90歳未満	2	2	7	15	0	21	0	47	
90歳以上～	0	0	2	8	0	5	0	15	
合 計	5	14	19	28	0	43	0	109	

※ 手帳未取得だが情報あり